

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 9 日現在

機関番号：32670

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24500928

研究課題名(和文)近世・近代フランスの服装規範に見られるジェンダー観

研究課題名(英文)Gender as Seen in Dress Codes in Early Modern and Modern France

研究代表者

内村 理奈 (UCHIMURA, Rina)

日本女子大学・家政学部・准教授

研究者番号：00401597

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、フランスの近世から近代にかけて量産された礼儀作法書にみられる服装規範に着目し、その対象が男性から女性に変化する背景を探ることによって、服装規範と深くかかわるモードの意味の変容を分析した。その結果、17世紀には青年貴族の宮廷社会における立身出世の術として機能した服装規範は、社会変動を経た19世紀にはブルジョワ女性の家庭内で守るべき規範へと変化した。それはより高い社会的ステータスを約束される結婚のための重要な手段でもあった。近世から近代にかけて服装規範でもあるモードは、ジェンダー規範でありながら、両性にとって立身出世のための術として機能していたと結論できる。

研究成果の概要(英文)：This study takes a close look at dress codes described and illustrated in books on etiquette mass produced in France from pre-modern to modern times and analyzes changes in the significance of "mode", which was closely related to dress codes, by exploring the background of the shift in the focus on men to women as the subject in these books. As a result, 17th century dress codes, which functioned as a mechanism for the advancement of young noblemen in court society life, evolved with social changes over time, and by the 19th century had developed into standards that were meant to protect bourgeois women, as they became an important means for paving the way for marriages promising higher social status. The study concludes that from the early modern era to the modern era, "mode", while being a gender-specific code, functioned as a mechanism for advancement in life for men and women alike.

研究分野：フランス服飾文化史

キーワード：服装規範 社交界 エチケット ジェンダー フランス モード 花嫁衣裳 喪服

1. 研究開始当初の背景

礼儀作法および礼儀作法書研究は、ドイツの社会学者ノルベルト・エリアスの『文明化の過程』以来、歴史家ロベール・ミュシャンブレなど多くの研究者の関心を引いてきた。特に1990年代に入ってから、クレルモンフェラン大学のアラン・モンタンドンが中心になって、作法書研究グループを立ち上げ、ヨーロッパで中世以来出版されてきた膨大な量の作法書に関する詳細な書誌を作成して以来、作法書研究は進展を遂げてきた。特に出版量の多い17世紀から18世紀にかけての作法書を基に、当時の作法の意味を論じたものは、モーリス・マジヤンディをはじめとして、いくつか挙げるができる。しかし、その多くは、瑣末なものとして片付けられがちな服装規範について詳細に論じることは少なかった。研究代表者は、当時の日常のふるまいを規定する服装規範こそ、人間の感性の変化を探るために有効な調査対象であるとみなし、これまで分析を続けてきた。

この研究過程において、17世紀から18世紀の作法書は主に男性を対象としたが、19世紀になると女性を対象にするものが明らかに増加することが見えてきた。17世紀から18世紀にかけての礼儀作法書が男性向けられていたのは、これらの書物が男性の立身出世のために必要な心身の技芸を説く、いわば処世術書の意味を担ったからである。また、これらの作法は宮廷に起源をもつモードと密接に関わることで権威づけられていた。おそらく19世紀になって男性対象の作法書が減少してきたのは、アンシャン・レژیーム期の宮廷社会が消滅したことと無関係ではあるまい。そして、女性の作法書が増えるのは、女性を教育すべき新しい力学が生じてきたからであると考えられる。

しかし、このような世紀をまたがる変化に着目した研究はこれまで行われていない。なぜなら、歴史学の研究においては、多くの場合、アンシャン・レژیーム期(17世紀から18世紀)という枠組みの中で作法書研究を行うことが多く、そこから19世紀以降を展望する研究は見られないからである。

したがって、本研究ではアンシャン・レژیーム期から19世紀までの長期にわたる歴史事象を対象にして、作法書内容の変化の根底にあるジェンダー観の変遷がいかなるものであったのか、またそれが何を意味することなのかを明らかにしたい。礼儀作法、とりわけ服装規範という日常のふるまいの変遷を、時代の長期変動の中から読み解くことによって、社会の中でジェンダー観がどのように形成されてきたのか分析する新しい視点の研究テーマである。研究代表者の博士論文ではいわゆるアンシャン・レژیーム期の17世紀から18世紀を対象にして研究を行ったため、本研究はこれまでの研究を礎にして、ジェンダーという新たな切り口から近代フランス社会までを視野にいれて発展させる。

2. 研究の目的

フランスでは17世紀以降、礼儀作法書が大量出版されることによって、宮廷に起源をもつエチケットが広く流布され、習俗の洗練に貢献してきた。研究代表者がこれまで行った調査結果では、17世紀から18世紀にかけての礼儀作法が宮廷人を中心とする男性対象のものであったことが明らかである。しかし、19世紀になると、礼儀作法書の対象は女性を中心になってくる。その背景には大きなパラダイムの転換が存在すると思われる。近世において男性中心であった礼儀作法が、近代以降、女性中心に変化する過程を跡付けることによって、背景にあるジェンダー観の変遷と、モードと密接な作法の社会的意味の変遷を明らかにすることが本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究では、まず、これまで調査した17、18世紀の服装規範について、ジェンダーの視点からこれらの意味を再考する。特に、上述のように、なぜ当時の作法が主に男性向けられたのか、アンシャン・レژیーム期の時代特性との関連から再考し、明らかにする。さらに、19世紀の主な作法書を精力的に文献収集し、そこに記述される服装規範の特色を整理し分析する。特に、19世紀になって、女性教育の必要性が生まれてきたことと、服装規範との関係性について、各種の文献史料と、当時出版数が増加していたモード雑誌にみられる図像史料の両面から明らかにする。その上で、最終的には、17世紀から19世紀にかけての服装規範の特色と対象の変化から、大きな時代変遷の中での、ジェンダー観の変化を読み解き、同時に、礼儀作法の担ってきた社会的意味の変容とモードとの関連を明らかにする。史料の収集は主にフランス国立図書館にて行う。

4. 研究成果

1) 礼儀作法書の誕生から断絶、そして復活
処世術書から家政書、女子教育書へ

17世紀に量産された礼儀作法書は、本来、宮廷での立身出世を目指す男性向けの処世術指南書ともいえるべき内容のものが多かった。それゆえ、礼儀作法書は、宮廷で求められ許容されるふるまいの規範を教えるという意味において、宮廷人にとってのバイブル的な書物であったにちがいない¹。しかし、1789年に起こったフランス革命後のフランス社会においては、17世紀から続く宮廷規範としての礼儀作法を、まさに旧弊な王政を基盤とした宮廷文化の象徴とみなし、排除していくことになり、礼儀作法の時代にいくばくかの亀裂が生じた²。しかし、その後、革命の混乱期を経て、王政復古の時代を迎えると、

今一度、旧来の礼儀作法と礼儀作法書は復活する。つまり、19世紀の新しい裕福なブルジョアの間から、古き良き時代の礼儀作法を復活させる動きが出てきたのであった。その顕著な例として、喪服のエチケットがあげられる。19世紀初頭の礼儀作法書に見られる喪服のエチケットは、アンシャン・レジム期そのままのエチケットが再録されていて驚くほどである³。このようなアンシャン・レジム期の服装規範の復活は、おそらく、ブルジョア階級固有の事情によるものでもあった⁴。そうして、19世紀に、再び、礼儀作法は黄金時代を迎える。このことは、アラン・モンタンドンの作法書関連書誌⁵、およびそのほかの研究文献からも明らかである。

特に、1849年以降1899年に至る時期になると、礼儀作法書総数246件のうち、男性向けのものは18件であるが、女性向けのものは34件に増加する。アンシャン・レジム期とは反対に、書名に女性を示す語が使われていなくとも、たとえば、「社交界の慣習」*usages du monde* という書名が使われているものの多くは、実際には女性の礼儀作法について多くのページを割くようになっていく。19世紀後半の作法書の書名には「社交界の女性の規範」*Code de la femme de monde* や「若い娘への教育」*Enseignements des jeunes filles* や「あるべき妻の姿」*La femme comme il la faut* という語句が、しばしば現れる。これらの書名からは、良き妻良き母として成長させるべく若い娘たちを教導していく女性教育がブルジョア社会のなかで求められ始めたことや、その過程のなかで、当時増えつつあった社交界へのデビューを控えた若い女性に向けて、社交界の心得を説く必要が生じてきたという、女性を取り巻く社会状況の変化がうかがえる。

このように、アンシャン・レジム期の貴族の時代から、19世紀のブルジョアの時代へという時代の変化の中で、礼儀作法書は、その意味が大きく変容し、読者対象も変わり、同時に、そこに描かれる服装規範も変容していったものと考えられる。

2) 身分社会を支える男性の規範とモード (17世紀)

まず指摘しなければならないのは、礼儀作法であり宮廷作法であった服装規範は、特に17世紀においては、当時の服飾の流行 (mode) そのものであったことである⁶。このことについて、礼儀作法である服装規範が、

いかにモードと密接に関わっているものであったのか、モードの概念を17世紀から18世紀にかけて定義しつつ整理を試みた。17世紀におけるモードとは、「宮廷の慣習、しきたり」であり、それに即した「衣服の身につけ方」であった。「生き方」とさえ記される。換言するならば、すでに述べたように「処世術」と捉えることも可能であろう。したがって、17世紀の主だった礼儀作法書は、作法に適うためには、常にモードにしたがうように促す。しかし、17世紀後半から徐々にモードは批判的に捉えられるようになり、18世紀にかけてモードの意味は変容していく。つまり権威ある規範としてのモードから、女性の気まぐれに支配された流行という意味に変化した。そして、作法書は、手を返したようにモード批判もはじめる。

以上のように、アンシャン・レジム期の礼儀作法は、モードの力を借りることによって、より身体化されることとなった。作法とモードは常に連動していた。したがって、17世紀の礼儀作法書にみられた服装規範は、身分社会を支えるためのものであり、モードにもそのような機能が備わっていた。このことが、この時代の大きな特色であろう。

3) 家庭生活を支える女性の規範とモード (19世紀)

礼儀作法の第二の黄金期は19世紀に現れ、その後半期には、女性の服装規範が微に入り細にうがった内容で記されるようになってきた。そこで女性の規範とモードとの関わりを検討し、19世紀のモードの意味を分析する。

当時の女性の服装規範を検討してみると、おもに三つの観点から、形作られていた。第一に、日々の生活時間にあわせた服装である。つまり、朝起きて化粧をするとき、食事をするとき、訪問客を受け入れるとき、夕食時、などというように一日の時間帯にあわせた規範が存在している。第二に、若い娘が社交界でのデビューを果たすための服装のエチケットが存在した。社交界でデビューをしたあと、そこに待っているのは結婚である。社交界でのエチケットとは、すなわち、良き伴侶を得るために必要な服装規範であった。そして、第三には、女性の人生のさまざまなライフステージに合わせた、服装の規範が生まれていた。女性向けの作法書に記されている項目は、多くの場合、人生初の聖体拝領、結婚、出産、死 (喪服) と決まっており、生まれてから死に至るまでの人生の様々な局面

にかかわる規範が記されている。

実は、アンシャン・レジム期の主な作法書には、ライフステージにあわせたエチケット、つまり結婚や出産や死にまつわるエチケットが記されるものはなかったと言ってよい。なぜなら、すでに述べたように、当時の作法書は、紳士が宮廷で出世していくための処世術指南書であり、いわば公的な性格が強かったからである。いっぽう、19世紀後半に現れた作法書では、私生活をいかに生きていくか、特に女性に関しては、結婚生活をどのようにうまく営んでいくか、という点に力点が置かれている。そのためか、結婚にまつわるエチケット、つまり、結婚に至るまでの決まりごとや、婚礼衣装の詳細や、披露宴をどのように行うかなどが、事細かに記されるようになる。同様に、近親者の人生の最期に接した際のエチケットも重視されている。かつて、アンシャン・レジム期には、喪服に関する規定は、公的機関から発布される年鑑に記されたものであった⁷。王権が生きていた当時、喪服に関するエチケットは、王家同士の交際、つまりは外交に関わる重要事項であったために、その前年に亡くなった著名人や王家の人びとの死亡通知とともに、その年、どのように、どれくらいの期間、何色の喪服を身につけるべきなのかが、事細かに年鑑に記されて発布されたのである。しかし、19世紀になって、喪服のエチケットは、家庭生活のなかで、大きな意味をもつものになってきたのであろう。もしくは家族同士のつきあいを基盤とする社交生活に必要な不可欠になったのであろう。そのような変化からか、礼儀作法書の中には、結婚の際のエチケットや、出産時のエチケットなどと並んで、当然のように、死にまつわるエチケットが記されるようになった。その意味では、アンシャン・レジム期には存在しなかった、私生活および家庭生活を中心とするエチケットが、19世紀後半には、重要視されるようになったと言える。エチケットがドメスティックな性質をもつものに変容している。

多くの女性たちが、日々の生活の営みの中でも、長い人生の道のりの中でも、したがうべき模範の道が、この時期の礼儀作法書には明確に示された。しかも、かつて、アンシャン・レジム期の紳士の服装規範は、礼儀作法書のすべてに記されたわけではなく、限られた実用性重視の作法書にのみ記されたものだが、この時期の女性を対象にした作法書

には、ほぼすべてに服装規範が詳細に記されていると言ってよい。このように、19世紀後半から、女性の人生は、服装の規範によって、明らかに躰けられることとなったのである。そして、それらは、一面では、未来の夫、あるいは現実の夫が望むであろう姿であり、フランス近代社会が主婦に求める姿であったと思われる。

女性の規範は数多く存在したが、本研究では、女性のライフステージのなかでも特に重視されたと思われる、結婚（結婚に至るまでと結婚そのもの）と死にまつわる服装規範を中心に検討した⁸。

4) 服装規範の意味の変容とジェンダー

このように、17世紀から19世紀という長い時間的スパンで検討すると、ひとつの変容と共通点が見えてくる。アンシャン・レジム期の服装規範は、宮廷社会でのルールであるがゆえに、いわば社会的なものであり公的な色合いが強かったと思われる。そしてそれがモードと連動あるいは同一であったことを考えると、モードも極めて公的なものとして機能していた。

いっぽう、19世紀後半になると、服装規範は、家庭内部での事柄に重点が移ってきている。規範がより私的な世界に侵入していったということになるのかもしれない。あるいは規範が、家庭生活を支配するようになったとも言えるだろう。その結果、社会規範として機能していた服装規範が、家庭内の私的な規範に変容していったと考えられる。

さらに、17世紀から19世紀という世紀を超えた長い期間のなかで、あえて共通する部分をあげるとするならば、それは、いずれの時代も、男性が中心の服装規範であれ、女性が中心の服装規範であれ、礼儀作法とは、平たく言うならば、その社会で重視されている誰かに「気に入られる」plaireのために、行われてきたものであるということである。

19世紀後半に現れた女性の作法書は、いわば女性教育のための書物になっている。良き娘は、未来の良き伴侶を得るために、作法を身につける必要がある。良き妻は、良き夫に守られ、「幸せな」暮らしを実現し営んでいくために、妻としての作法をわきまえている必要がある。そして、当然、子どもに対しては、良き母にならねばならぬ。このように、一貫して、19世紀後半の女性の作法書が説いているのは、女性が、どうすれば男性に「気に入られる」か、ということであり、男性に

終生大事に保護してもらおうための、人生の折にふれた服装規範が存在していたかのように思われるのである。

しかし、これは、逆に言えば、当時の女性にとっては、良き伴侶を見つけることのみが、人生の成功につながる道であったからであるとも言えるのであり、作法書に記された規範の数々は、その一つひとつが、より良い結婚、つまりより良い人生を歩んでいくための指南になっていたとも言えるだろう。そのような意味で、これらの女子教育書とも言える作法書群も、やはり、女性の処世術書であったとも言えるのではないか。特に、このことは、結婚にまつわる規範の内容を検討してみると、理解できる。

このように礼儀作法書とは、ひとつの守るべき規範を教え、いっぽうで読者を規範のなかに拘束するものでありながら、他方で、読者に対して、規範に裏付けられた社会に生きる、社会的エリートとして出世していくための道筋を教えるものでもあったと思われる。

5) 処世術としてのモード

冒頭で述べたように、礼儀作法つまり規範は、モードと連動することによって、大きな影響力を持ってきたと考えられる。17世紀には、モードはまさしく宮廷作法を指しており、多くの作法書に見ることができるように、宮廷作法であるがゆえにモードは、作法書において、常に強く推奨されてきた。そして、当時、宮廷作法は主に男性のものであったために、モードも男性を中心とした服装規範として広まることになった。17世紀の作法はモードと結んでいたばかりか、同義であったとさえ言える。それゆえに、大きな力を発揮していた。

しかし、18世紀の初頭頃から、モードは礼儀作法から離れて行く。礼儀作法という規範秩序から逸脱していくことによって、モードは、女性のきまぐれに支配された服飾の流行、つまりは、今日的な意味をもつファッションへと変貌を遂げていった。その結果、モードは作法書のなかで批判されていくものに相成った。

ところが、作法書をつぶさに検討する限りにおいて、19世紀になると、モードは今一度礼儀作法の意味を獲得したと言える。もちろん、それは、女性中心の作法であるために、アンシャン・レジム期、つまり17世紀のものとは異なっている。宮廷という公的社会とは異なり、家庭の内部あるいは家庭を基盤

とする限られた社交の世界での規範になるのだが、女性の生活全般を支配するものになっている。そして作法書とは、それ自体がひとつのモード指南書にもなっていたと言える。

19世紀のモードは、一時的な流行であるかもしれないが、社会で容認された作法や慣例に基づいた生活様式や生活空間を彩る事物、そして、とりわけ女性と子どもの服装を指していることになる。18世紀に語られていたような気まぐれな流行という性質は薄れ、19世紀のモードの概念には、生活全般にわたった慣例や作法の意味が強まることに注目したい。したがって、19世紀後半のモードは、やはり女性の礼儀作法と緊密なものであったのである。

さらに、もうひとつ、19世紀の女性のモードと礼儀作法書との関係の深さを明かす事例がある。実は、当時のパリでは、女性向けのモード雑誌も大量出版されていた。これらには、文章による記事と、いわゆる視覚情報としてのファッションプレート、さらに流行の衣服を家庭で作るための型紙がいっしょに綴じられていることが多かった。出版についても、多い場合には、毎週のように刊行されている雑誌もあり、その大変な人気ぶりがうかがえる。これらの雑誌の中には、やはり毎週のようにモード論が展開されていることもあり、その内容分析自体、大変興味深いものがあるのだが、それらをすこし繙いてみると、なかには、作法書に記されているのと同じような文面が見受けられることがある。たとえば、本章で特に詳述した結婚や服喪に関するそれぞれの服装規範は、そのままそっくりモード雑誌にも記されており、さらに、規範にふさわしいデザインの服飾が、ファッションプレートとして美しく描かれているのである⁹⁾。おそらく、当時の女性たちは、作法書によってモラルとしての服装規範を学び、同じものをモード雑誌からは、まさしく憧れのモードとして女性は目にすることができた。このようにして、モード雑誌と礼儀作法書は、双方向から相乗効果を発揮させて、女性の生活に影響力を持っていたものと思われるのである。このことについては、さらに今後研究を深めていきたい。

フランスの近世から近代にかけて、モードは礼儀作法と結びつくことによって、強い力を発揮してきたと言えるだろう。その逆もしかり、礼儀作法はモードと結びついたから

こそ、力を持った。礼儀作法という規範秩序を背景にして、モードは権威的な力を内側に満たしていく。それが、17世紀の男性のモードであり、19世紀の女性のモードも、やはり同様であった。このように強制力を秘めたモードは、その対象である男女を、礼儀作法に裏打ちされた世界に生きるエリートとして、身分の階梯を登らせる機会を保證するものでさえあった。それゆえに、礼儀作法も、モードも、いずれも男女双方にとって、処世のための術として機能してきたと考えられるのである。

注

¹. 拙著『モードの身体史』, および, Frédéric Rouvillois, *Histoire de la politesse de 1789 à nos jours*, Flammarion, Paris, 2008 を参照 .

². *ibid.*, pp.19-69.

³ Alain Montandon (sous la direction d'), *Bibliographie des traités de savoir-vivre en Europe du moyen âge à nos jours*, : France-Angleterre-Allemagne, Association des Publications de la Faculté des Lettres et Sciences Humaines de Clermont-Ferrand, Clermont-Ferrand, 1995.

⁴. 北山晴一『おしゃれの社会史』朝日新聞社, 1991年, 331 - 338頁参照 .

⁵. A.Montandon, *op.cit.*

⁶ 『モードの身体史』, および, Louise Godard de Donville, *Signification de la Mode sous Louis XIII*, Edisud, Aix-en-Provence, 1978.

⁷ *Ordre chronologique des Deuils de Cour, qui contient un précis de la vie et des ouvrages des Auteurs qui sont morts dans le cours de l'année 1765, suivi d'une Observation sur les Deuils*, De l'Imprimerie de Moreau, Paris, 1766,

⁸. 拙著「ヨーロッパの葬送儀礼と装い：18世紀フランスから現代カトリックにおける葬礼まで」(増田美子編著、『葬送儀礼と装いの比較文化史』、東京堂出版、2015年、131-171頁。拙著「エチケツで身を立てる：礼儀作法書にみる近世・近代フランスのモード」(徳井淑子他『フランス・モード史への招待』、悠書館、2016年、137-180頁)

⁹. *L'Express des modes. Journal illustré des dames et des demoiselles*, bureau de la société journaux de modes réunis, Paris, 1865.あるいは, *Le Bon Ton, journal de Modes, Littérature, Beaux-Arts, Théâtre, etc.*, bureau de la société journaux de modes réunis, Paris, 1854などのモード雑誌を参照 .

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 0件)

[学会発表](計 3件)

内村理奈「Fashion and Norms in France of the Modern and Contemporary Era」, 第26回国際服飾学会学術会議、学習院女子大学にて、2014年8月20日から21日(ポスター発表)

内村理奈「礼儀作法書と戯曲にみる17世紀のファッション」, 日本フランス語フランス文学会、2014年度春季大会、お茶の水女子大学にて、2014年5月25日(学会依頼講演)

内村理奈「身体論の視点で服飾史を読む：アンシャン・レジム期フランスの服飾を事例として」, 日本家政学会、服飾史・服飾美学部会、2012年度第3回研究会、日本女子大学にて、2013年3月9日

[図書](計 5件)

徳井淑子、朝倉三枝、内村理奈、新實五穂、角田奈歩、原口碧、『フランス・モード史への招待』、悠書館、2016年(担当部分、第4章、「エチケツで身を立てる：礼儀作法書にみる近世・近代フランスのモード」, 137-180頁)

内村理奈、『ヨーロッパ服飾物語』北樹出版、2016年(単著)全172頁

増田美子編著、分担執筆：杉本浄、大枝近子、内村理奈、小栗ひとみ、小山田江津子、江川静英、山本早良紗、チャントソン・インタヴォン『葬送儀礼と装いの比較文化史：装いの白と黒をめぐる』、東京堂出版、2015年(担当部分：第2章、第3節「ヨーロッパの葬送儀礼と装い：18世紀フランスから現代カトリックにおける葬礼まで」131-171頁)

内村理奈編著、分担執筆：阿佐美淑子、沢尾絵、田中淑江、朝倉三枝、新實五穂、角田奈歩、富川淳子、横井由利『ファッションビジネスの文化論』、北樹出版、2014年(編著、担当部分：「はじめに」, 3-4頁。第1章、10-19頁。第7章、113-131頁。第11章、198-213頁。)

内村理奈、『モードの身体史：近世フランスの服飾にみる清潔・ふるまい・逸脱の文化』、悠書館、2013年、全348頁(単著)

6 . 研究組織

(1)研究代表者

内村 理奈 (UCHIMURA, Rina)
日本女子大学・家政学部・准教授

研究者番号：00401597